

2011-B					
拠出金・基金の名称:		国連人権高等弁務官事務所拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
拠出先の国際機関名: 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)					
【所管官庁担当局課・室名】: 外務省総合外交政策局人権人道課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 我が国は拠出金の用途の明確性を重視し、任意拠出金を全てイヤーマークしている。分野では、特定の国または分野に関する人権の特別報告者の活動支援費用や、国連全加盟国の人権状況を審査するプロセスであるUPR(普遍的・定期的レビュー) 審査への参加支援費用等に拠出している。国・地域に関しては、①アフガニスタン、②スリランカ、③東ティモール、④カンボジア、⑤パレスチナ自治区に拠出している。各国・地域に対する我が国の拠出金は、それぞれの事務所が行っている活動、すなわち人権諸条約やUPR勧告の実施支援、様々なステークホルダーとの人権に関する協議会開催、国内人権機関設置に向けての支援、公務員への人権研修等に使用されている。					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成23年度	60,439	679	-	1米ドル = 89円	100
平成22年度	67,155	714	-	1米ドル = 94円	100
平成21年度	95,936	931	-	1米ドル = 103円	100
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 我が国は、「普遍的価値」たる人権の保護・促進を推進するという立場のもと、人権外交を積極的に推進していく証として、国連人権高等弁務官事務所に拠出している。同事務所の活動は、北朝鮮関連(我が国がイヤーマークしている特別報告者活動支援費用は、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者への支援も含むため)、平和構築支援、アジア地域支援強化等、我が国の国益や関心事項にとって極めて重要な事案を扱っていることから、拠出を通じて同事務所の十全な活動を保障することは、世界の人権状況改善に貢献できると同時に、我が国の人権重視の姿勢を対外的にアピールする手段として適切であり、有効である。 国連人権高等弁務官事務所の活動の成果は、例年、OHCHR Reportとして詳細に発表されており、各国の人権分野におけるキャンペーンビルディングについて、着実に成果を挙げているといえる。また、年3回行われる中でも、3月に行われる人権理事会は、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況について、我が国主導で毎年決議が出されおり、北朝鮮の人権状況に光を当てる一つの契機となっている。2011年には北朝鮮の人権状況に関する特別報告者のマンデート延長が決まり、我が国の拠出による支援によって、さらなる効果的活動が見込まれる。					